

6. 作業の実施の届出

届出対象特定工事の発注者(自主施工者)は、当該特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに市長に届け出なければなりません。(災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。)

【法第18条の17】

〈届出対象となる特定工事〉

吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等工事

〈届出事項〉

・様式:特定粉じん排出等作業実施届出書(様式第3の5)

・添付書類

建築物等の概要、配置図 及び付近の状況	工事概要、現場案内図、作業場及び敷地周辺がわかる図面、敷地内建築物等の配置図、対象建築物等の概略図(平面図・立面図) ※掲示板設置場所、廃石綿等の廃棄物保管場所、事前調査結果や点検の記録を備え置く場所なども明記してください。
特定建築材料使用状況図	平面図、立面図等による石綿使用箇所を明示した図面 ※石綿使用面積の算出根拠となる寸法は記載してください。
事前調査結果	事前調査の方法と結果がわかるもの(みなしの場合は、その旨)
掲示板の内容	事前調査結果及び作業内容が記載された実際に使用する予定のもの ※A4サイズに印刷したもので構いません。
作業工程表	各作業の実施期間がわかるもの
施工計画図	施工方法、養生計画、セキュリティーゾーンの構造等図面、集じん・排気装置の設置位置と排気口の位置がわかる図面 ※集じん・排気装置の気積計算等に必要となる寸法は記載してください。
組織図	現場管理体制や緊急連絡体制がわかる図面
その他資料	湿潤剤及び固化剤の必要量の計算書、集じん・排気装置の気積計算書、作業における点検内容がわかる資料、環境測定関係資料、産業廃棄物処理関係資料、使用する資機材類のカタログ等

なお、平塚市では、届出対象特定工事における養生等完了時に作業基準への適合状況の確認・検査を実施しておりますので、確認・検査に当たっては、日程調整にご協力ください。